終身会員制度のご案内

~~満64歳以上の方が対象です~~

2020年度

2018年度の通常総会において、新たに、個人会員の中に終身の区分が設けられることが決まりました。 2019年度から実施され、2020年度より会員歴条件が緩和されました。具体的な内容をご案内いたします。

■終身会員制度とは

終身会員制度は、満 64 歳以上の個人会員(要件あり)が、年齢に応じて一定の会費を一括納付することによって、終身にわたって個人会員の資格を有することができる制度です。

■対象者

次の(1)(2)いずれにも該当し、本人からの申し出があった方

- (1) 個人会員(院生を除く)で、5年以上の会員歴を有する方
- (2) 今年度中に満64歳以上となる方

■手続き方法

- (1) 《会員》 本部事務局宛に、終身会員への区分変更申請(変更届)を行う
- (2) ≪本部≫ 総務委員長の承認手続き
- (3) 《本部》 事務局から会費(終身)の「請求書」を送付
- (4) 《会員》「請求書」をもとに、会費の振り込み

■年齢による会費(終身)の額

A C C C C C C C C C C C C C C C C C C C		
今年度中に達する年齢	一括納付する会費の額(注 1)	必要な会員歴 (注 2)
満 64 歳	60,000 円	5年以上
満 65 歳	50,000 円	5年以上
満 66 歳	40,000 円	5年以上
満 67 歳	30,000 円	5年以上
満 68 歳	20,000 円	5年以上
満 69 歳	10,000 円	5年以上
満 70 歳以上	申請のみ	5年以上

- (注1) 会費滞納が無いこと。滞納がある場合には、滞納分を合わせて納付する必要があります。
- (注 2) 在籍年数が不足する場合、不足年数分の年齢を先送りして適用します。例えば、満 70 歳で在籍年数が 3 年の方は、20,000 円を一括納付する必要があります。

■会員継続の意思確認方法

終身会員の方は、総会議案書に同封する「総会出欠はがき」を返送していただくことにより、会員継続の 意思ありと確認させていただきます。次年度以降、会員継続を希望される際には、「総会出欠はがき」の返 送をお忘れないようお願いいたします。

■日本環境共生学会の会員区分





日本環境共生学会 本部事務局

〒470-0195 愛知県日進市岩崎町阿良池 12 愛知学院大学総合政策学部 森下研究室内

TEL 090-7918-9179
FAX 0561-73-4403
E-mail:jahes@dpc.agu.ac.jp